

表2 合併

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類 ◎：必要 ■：合併存続法人が建設業許可業者の場合省略可能 ▲：合併存続法人が建設業許可業者でかつ、変更がない場合省略可能	備考	建設業許可の手引き参照頁	
閲覧	第22号の7	合併認可申請書	◎	本書21-22頁参照	
	別紙1	役員等の一覧表	◎		54頁
	別紙2	営業所一覧表	◎		55-56頁
	別紙3	営業所技術者等一覧表	◎	許可申請様式別紙4と同様	59-60頁
	第2号	工事経歴書	■	新設合併の場合不要	61-68頁
	第3号	直前3年分の各事業年度における工事施工金額	■	新設合併の場合不要	69頁
	第4号	使用人数	◎		70頁
	第6号	誓約書	▲		71頁
	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎		89頁
		定款	▲		
	第15号 第16号 第17号 第17号の2	貸借対照表 損益計算書・完成工事原価報告書 株主資本変動計算書 注記表	■	新設合併の場合不要	92-105頁
	第17号の3	附属明細書	■	新設合併の場合不要	106-108頁
	第20号	営業の沿革	◎	新設合併の場合不要。ただし合併の効力発生後30日以内に提出。	111頁
	第20号の2	所属建設業団体	▲	新設合併の場合不要。ただし合併の効力発生後30日以内に提出。	112頁
第20号の3	主要取引金融機関名	▲		113頁	
非閲覧		成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	▲	いずれかを提出	
		契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書	▲		
		市町村の長が発行する身分証明書	▲		
	第7号	常勤役員等証明書	▲		72-73頁
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書			74-78頁
	別紙	常勤役員等の略歴書	▲		79頁
	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	▲		80頁
第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	◎		30-31頁	

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類 ◎：必要 ■：合併存続法人が建設業許可業者の場合省略可能 ▲：合併存続法人が建設業許可業者でかつ、変更がない場合省略可能	備考	建設業許可の手引き参照頁	
非閲覧		卒業証明書	◎	30-31 頁	
		技術検定合格証等の資格証明書			
	第9号	実務経験証明書			
	第10号	指導監督的実務経験証明書			
		監理技術者資格者証の写し			
	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	▲	90 頁	
	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	▲	90 頁	
	第14号	株主（出資者）調書	▲	91 頁	
		登記事項証明書	▲	新設合併の場合不要。ただし合併の効力発生後 30 日以内に提出。	
		納税証明書	■	新設合併の場合不要	34 頁
	第22号の6	誓約書	◎	合併の効力発生後、2 週間内に所定の書類を提出する旨の誓約書 本書 25 頁参照	
		合併契約書及び合併比率説明書（写し）	◎	株主総会で承認済みのもの	
	合併の方法及び条件が記載された書面	◎	吸収合併・新設合併の別及び合併の条件（合併契約書のとおりである場合はその旨）を記載		
	合併に関する法人の意思の決定を証する書類（写し） ・合併を承認した株主総会又は社員総会の議事録 ・合併に関する無限責任社員若しくは総社員の同意書	◎	以下の全ての法人に係るものが必要 ・合併消滅法人 ・合併により消滅する法人であって建設業許可を受けていない法人 ・合併存続法人		
その他	別記様式1	交付方法申請書	◎	本書 30 頁参照	
	別記様式2	申立書（※該当する場合提出）	—	本書 31 頁参照	

○確認資料について

申請時は次の確認資料を添付して提出してください。

確認事項	建設業許可の手引き参照頁	備考
常勤役員等の経験に関する資料	28-29 頁	様式第7号又は7号の2を提出する場合に添付
常勤性に関する資料	32 頁	必ず添付
財産的基礎に関する資料	33 頁	残高証明書や融資証明書等で証明する場合に添付
営業所に関する資料	33 頁	譲渡により新たに営業所が追加になった場合に添付